

## 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針

### 1 趣旨

この指針は、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 「附属機関等」の定義

この指針の対象とする「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置するもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）

#### 【附属機関等に該当しないもの】

次に掲げるものは、この指針の対象とする附属機関等に該当しないものとする。

- ① 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- ② 協議会等の運営を市民が主体となって行っている市民（住民）組織的な性格を有するもの
- ③ 市職員のみにより構成するもの
- ④ その他この指針の対象とすることが不適当なもの

### 3 附属機関等を設置する際の留意事項

新たな制度の創設等により、外部の有識者等の意見を市政に反映させる必要がある場合は、原則として既存の附属機関等を活用するものとする。

やむを得ず新設する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 行政責任の明確化及び行政の簡素・効率化に照らし、真に必要なものに限るものとする。
- ② 審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれておらず、また、既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限るものとする。
- ③ 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を決裁、要綱等に明示するものとする。

### 4 既存の附属機関等の見直し

- (1) 既に設置されている附属機関等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。
  - ① 設置の目的が既に達成されたもの
  - ② 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、著しく役割が低下したもの
  - ③ 過去の実績が少なく、今後もその効果が期待されないもの
  - ④ 一般的な行政事務処理又は関係者からの意見聴取その他の行政手段により対応可能なもの
  - ⑤ 設置の目的又は所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
  - ⑥ その他行政運営の簡素・効率化の観点から統合が望ましいもの
- (2) 年間開催数が1回以下の附属機関等及び設置後10年を経過した附属機関については、上記①～⑥に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

## 5 委員の選任

- (1) 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意し、選任するものとする。
- ① 開かれた市政の推進のため、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。
  - ② 各種団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦を受けるよう各種団体等に働き掛けるものとする。
  - ③ 女性を積極的に登用するものとし、「芦屋市男女共同参画行動計画」に基づいて、女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。
  - ④ 委員の年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。
  - ⑤ 同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。
  - ⑥ 委員の在任期間は、10年を超えないものとする。
  - ⑦ 一つの附属機関等の委員の数は、法令又は条例で定められている場合を除き、20人以内の必要最小限度とする。
- (2) 上記④～⑦までの規定は、委員の資格に関し法令又は条例の定めがある場合又は実施機関が適當と認める者が他に得られない場合など特別の事情がある場合は、適用しないことができる。
- (3) 委員名等の公開について、次に掲げる事項は芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）に規定する非公開情報に該当しないものとする。
- ① 委員名
  - ② 当該附属機関等における役職名
  - ③ 委員の出身団体等の名称及び役職

## 6 委員の公募

- (1) 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として1人以上の公募委員を登用するものとする。ただし、所掌事項が次に掲げる事項に該当する場合は、公募を行わないことができる。
- ① 行政処分に関する審議等を行う場合
  - ② 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合
  - ③ その他所掌事項に照らし、委員の公募が適當でないと認められる場合
- (2) 公募方法及び選考方法等その他の必要事項は、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

## 7 会議の公開

附属機関等の会議は、市民参画を促進するという観点から、情報公開条例第19条の規定に基づき公開することを原則とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、会議を公開しない。

- ① 情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められ

るとき。

【非公開とする場合の運用】

会議を非公開とすることができますのは、取り扱う案件の性質によるため、非公開の判断は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、法律又は条例等で、特定の附属機関等の会議の非公開を義務付ける場合には、その規定が優先する。

会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするとともに、会議録又は会議の要旨に必ず記録するものとする。

## 8 会議の公開方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聬を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等は、会場に一定の傍聬席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の傍聴に関する取扱い及び傍聬人の遵守事項については、「附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領」に定めるところによる。

## 9 会議開催の周知

附属機関等を所管する課長（以下「各所管課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の2週間前までに次の事項を別紙様式第1号により、管財・検査課長へ連絡するものとする。当該事項は、管財・検査課長が行政情報コーナーに掲示し、各所管課長がホームページへ掲載することにより広く市民に周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 非公開のときはその理由
- ⑥ その他周知すべき事項
- ⑦ 所管課

## 10 会議録等の作成及び公表

- (1) 附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、各所管課長が会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。
- (2) 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関等は、会議録等の写しを行政情報コーナーにおいて閲覧に供するよう努めるものとし、非公開の会議についても、内容の一部を伏せるなどして、可能な限り会議録等の写しを公開するものとする。

【非公開の会議の会議録等の取扱い】

会議が非公開で行われた場合であっても、直ちに会議録等も非公開とされるわけではない。別途、情報公開条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを実施機関が判断し、公開し得る部分については、これを公開しなければならないものとする。

## 11 その他の事項

- (1) 各所管課長は、附属機関等を設置、統廃合又は変更する場合は、別紙様式第2号により組織・事務管理を担当する課長に合議するものとする。
- (2) 各所管課長は、委員を選任する場合は、別紙様式第3号により人事課長、市民参画課長及び男女共同参画推進担当課長に合議するものとする。
- (3) 各所管課長は、上記(1)及び(2)に基づく内容を総務部文書行政課長、組織・事務管理を担当する課長に連絡するものとする。当該内容は、総務部文書行政課長が行政情報コーナーに配架し、各所管課長がホームページへ掲載することにより閲覧に供するものとする。
- (4) 各所管課長は、毎年1回、附属機関等の会議の開催状況について、別紙様式第4号により組織・事務管理を担当する課長へ報告するものとする。
- (5) 組織・事務管理を担当する課長は、毎年1回、各附属機関等の会議の開催状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 12 補則

その他この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成22年2月1日から施行する。

## ○芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱

平成22年4月1日

芦屋市放課後プラン事業(子ども教室型放課後対策)実施要綱(平成20年芦屋市要綱)の全部を次のように改正する。

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、芦屋市とする。

2 事業の実施については、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体その他の団体等に委託して行うことができるものとする。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたち(本市在住の小学生とする。)の安全・安心な活動拠点(居場所)を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の場を提供すること。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育むこと。
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーを充実させること。
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

### (実施場所の指定)

第4条 この事業を実施する学校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育委員会が指定する。

### (実施期間及び実施時間)

第5条 この事業の実施期間及び実施時間は、別に定める。

### (運営委員会)

第6条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

### (組織)

第7条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者

- (4) 児童福祉関係者
- (5) 行政関係者

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、生涯学習を所管する課において処理する。

(実施体制等)

第12条 この事業の実施のため、教育委員会は、次の各号に掲げる者を選任及び配置し、それぞれ当該各号に定める事項を行わせる。

- (1) コーディネーター 事業の総合的な調整
- (2) 学習アドバイザー 様々な体験・交流・学習活動の企画・指導
- (3) 安全管理員 事業における子どもたちの安全管理

(損害賠償)

第13条 利用者は、活動中に施設又は設備を故意又は過失により、破損又は滅失したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(費用等)

第14条 コーディネーター、学習アドバイザー及び安全管理員の謝礼については、兵庫県の補助金積算基準単価により積算した額を支払うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

## ひょうご放課後プラン事業実施要綱

### 1 目的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とする。

### 3 事業の内容

この要綱において、次の事業をひょうご放課後プラン事業とする。

#### (1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

#### (2) 放課後対策事業

ア 子ども教室型放課後対策事業

イ 児童クラブ型放課後対策事業

### 4 各事業の実施方法等

市町は、教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）と、児童クラブを所管する部局とが連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施にあたるものとする。

#### (1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

##### ア 運営委員会の設置

① 市町は、域内の放課後対策事業（子ども教室型・児童クラブ型の両事業、以下同じ）の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等について検討する。

③ 運営委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々を、各地域の実情に応じて適宜選定する。

④ 運営委員会の開催については、年間を通して時期に偏りがないよう定期的に開催することに努める。

⑤ 運営委員会の経費については、委員等謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、運営委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

##### イ コーディネーターの配置

① 市町は、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、各地域の中心的な役割を行い、学校関係者、「子ども教室」関係者、「児童クラブ」関係者、地域の団体、保護者等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持

つ地域の信頼できる者が望ましい。

具体的には、民生委員・児童委員等地域に根ざした活動を永年行っている方が考えられる。

- ② コーディネーターは、「子ども教室」と「児童クラブ」との連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連携調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。
- ③ コーディネーターの配置人数については、県の予算積算を参考に、開設教室数等に応じて、人数を配置する。
- ④ コーディネーターの謝金単価については、県の予算積算を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算する。

## (2) 放課後対策事業

市町は次の事業を一体的あるいは連携して実施し、総合的な放課後対策の推進に努めるものとする。

### ア 子ども教室型放課後対策事業

子どもたちの安全・安心な活動拠点を設置し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組。

### イ 児童クラブ型放課後対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。

ウ 子ども教室型放課後対策事業及び児童クラブ型放課後対策事業については、それぞれ別記1、別記2のとおりとする。

## 5 県の支援

県は、実施主体である市町等において円滑な取組促進が図られるよう、以下の事業等を実施するものとする。

### (1) 「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」の設置、運営

ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、県内全体で子どもの健全育成を支援する観点から、県に、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

### (2) ひょうご放課後プラン事業指導者研修の実施

各市町が実施する放課後プラン事業に関わる指導者等に対して、資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を実施する。

## 6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にする活動を行うものや、公共性に欠けるものについては対象としない。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものとする。

## 別記1

### 子ども教室型放課後対策事業

#### 1 趣 旨

県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

#### 3 対象児童等

本事業の子どもの範囲は地域の子ども全般を想定しているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではないが、主な対象は小学生である。

#### 4 運 営

(1) 本事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施すること。

なお、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設、中学校等、子どもたちが安全・安心して多様な活動が可能な場所で実施することができるものとする。

(2) 本事業は、概ね年間を通じて、放課後や週末等に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容及び地域子ども教室での実績等を踏まえ、実施主体が判断するものとする。

(3) 本事業の実施に当たっては、より多くの地域の方の参画（無償ボランティアを含む。）を得て実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努めるものとする。

#### (4) 指導者等の配置

ア 本事業の実施に当たっては、子どもたちの安全管理を図る者（以下、「安全管理員」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

イ 本事業の実施に当たっては、学ぶ意欲のある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る者（以下、「学習アドバイザー」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

具体的には、教職を目指す大学生や退職教員、社会教育団体関係者、民間教育事業関係者等、地域で活躍している様々な分野の方が考えられる

ウ 本事業の円滑な実施を図る観点から、県が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めるものとする。

(5) 本事業の子どもの参加人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとする。

ただし、居住の別や国公私立の学校種別等の制限を設けることなく、地域の実情に応じて、

できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮するものとする。

- (6) 本事業の趣旨を勘案し、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における活動の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を講じるものとする。
- (7) 市町は、総合的な放課後対策を推進する観点から、児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの子ども教室への参加促進に努めるものとする。
- (8) 「子ども教室」開催日やイベント内容について、「児童クラブ」の児童の参加を促すための情報を「児童クラブ」に提供するとともに、同一小学校区内に「児童クラブ」が開設されている場合は、連携事業等を実施するものとする。

## 5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

## 6 費 用

- (1) 県教育委員会は、上記2～5の要件を満たした場合に、市町が直接実施する事業又は委託して実施する事業に対して補助金を交付するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。
  - ア 安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、各地域の子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数を配置する。
  - イ 安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、県の補助金積算基準を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。
    - ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員720円、学習アドバイザー1,080円までを上限として積算するものとする。
  - ウ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算する。
    - ただし、おやつ等の飲食物代や子どもたちの実費相当の保険料・材料費は除く。
- エ 4(2)に基づき、子ども教室の開設日数については、原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とする。
- オ 「子ども教室」を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算する。

## 7 その他の事項

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

## 平成24年度ひょうご放課後プラン事業の実施について（運用指針）

### 1 趣 旨

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、ひょうご放課後プラン事業実施要綱に基づき、総合的な放課後対策を推進する。

### 2 実施主体

ひょうご放課後プラン事業計画の策定主体は、市町とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

### 3 事業計画の策定

市町においては、ひょうご放課後プラン事業の実施・推進を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後プラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

#### （1）市町全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町における放課後対策事業の運営委員会の設置について
- ・未開設校区での「子ども教室」及び「児童クラブ」の開設に向けた計画について（未開設校区を有する市町に限る）

#### （2）小学校区ごとに盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者の見込みについて
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

### 4 市町の体制及び役割等

市町においては、事業計画を策定し、域内の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- （1）ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町に行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び地域住民等で構成される運営委員会を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- （2）運営委員会においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者的人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。

### 5 費用の積算

本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

#### （1）ひょうご放課後プラン総合推進事業

##### ア 運営委員会の設置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2／3、補助対象限度額：388千円

##### イ コーディネーター配置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2／3

補助対象限度額：144千円×週あたり開催日数×1人（1～5教室）

144千円×週あたり開催日数×2人（6教室以上）

ウ 補助対象

・指導者等謝金及び指導者交通費

安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーター、運営委員等への謝金及び安全管理員、コーディネーター、学習アドバイザー、運営委員等の活動や会議に係る交通に要する経費とする。

・活動運営費

指導者等が活動で使用する教材に要する経費、会場や機器等の賃借料、傷害保険（安全管理員、コーディネーター、学習アドバイザー、講師等の指導者に限る）、物品の損害保険、印刷費（会議資料、広報資料、報告書等）、消耗品に要する経費とする。

・役務費

「子ども教室」の活動に要する物品や機材等の運送に要する経費、広報資料や会議資料等の送料、連絡通信費、謝金等の振込手数料に要する経費とする。

（2）子ども教室型放課後対策事業

ア 子ども教室開設にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2／3、補助対象限度額：215千円×週あたり開催日数×開設教室数

〔留意事項〕

障害を有する子どもが参加する場合で、人的体制の確保等の適切な措置を講じるための経費は、別途積算することができる。

イ 週あたりの開催日数

年間開催日数に対する、週あたりの開催日数は以下のとおりとする。

週あたり開催日数	年間開催日数
1日	40日以上
2日	80日以上
3日	120日以上
4日	160日以上
5日	200日以上
6日	240日以上

〔留意事項〕年間開催日数が40日に満たない教室の取扱

（1）新規に開設する子ども教室については、週あたり開催日数を1日として、開設にかかる経費を積算することができる。

（2）過去に開設実績があり、年間開催日数20日以上の子ども教室については、107千円を上限として、開設にかかる経費を積算することができる。

ウ 補助対象

子ども教室型放課後対策事業の補助対象は、5（1）ウ「補助対象」とおりとする。

(3) 児童クラブ型放課後対策事業

基 準 額	補助対象	補助率
<p>1 児童クラブ型推進費（放課後児童健全育成事業費）</p> <p>(1) 開設日数 250 日以上</p> <p>① 1 クラブ（年間平均児童数 10~19 人）当たり年額 @1,066 千円×か所数          ② 1 クラブ（年間平均児童数 20~35 人）当たり年額 @1,930 千円×か所数          ③ 1 クラブ（年間平均児童数 36~45 人）当たり年額 @3,101 千円×か所数          ④ 1 クラブ（年間平均児童数 46~55 人）当たり年額 @2,943 千円×か所数          ⑤ 1 クラブ（年間平均児童数 56~70 人）当たり年額 @2,784 千円×か所数          ⑥ 1 クラブ（年間平均児童数 71 人以上）当たり年額 @2,626 千円×か所数          ⑦ 長時間開設加算額</p> <p>(7) 平日分（1 日 6 時間を超える場合）          1 クラブ当たり年額 : @260 千円 × 「18 時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(1) 長期休暇分（1 日 8 時間超えて開設する場合）          1 クラブ当たり年額 : @117 千円 × 「1 日 8 時間を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200~249 日）</p> <p>① 1 クラブ（年間平均児童数 20 人以上）当たり年額 : @1,859 千円×か所数          ② 長時間開設加算額（1 日 6 時間を超える場合）          1 クラブ当たり年額 : @260 千円 × 「18 時を越える時間」の年間平均時間数</p>	児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	2 ／ 3
<p>2 児童クラブ型支援事業費（放課後児童クラブ等支援事業費）</p> <p>(1) ボランティア派遣事業費</p> <p>1 事業当たり年額 : @469 千円×事業数</p> <p>(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業費</p> <p>1 市町当たり年額 613 千円</p> <p>(3) 障害児受入推進事業</p> <p>① 開設日数 250 日以上、年間平均児童数 10 人以上          1 クラブ当たり年額 : 1,520 千円×か所数</p> <p>② 特例分（開設日数 200 日~249 日、年間平均児童数 20 人以上）          1 クラブ当たり年額 : 1,216 千円×か所数</p>	児童クラブの支援事業に必要な経費。	
<p>3 児童クラブ型整備事業費（放課後子ども環境整備事業費）</p> <p>(1) 新設 児童クラブ室整備費 : 1 事業当たり 21,504 千円</p> <p>(2) 改修</p> <p>① 児童クラブ設置促進事業費 : 1 事業当たり 7,000 千円          ② 児童クラブ環境改善事業費 : 1 事業当たり 1,000 千円          ③ 児童クラブ障害児受入促進事業費 : 1 事業当たり 1,000 千円</p>	等必要な経費 クラブ室の新設、改修	

## 6 留意事項

- (1) 「子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、ひょうご放課後プラン事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。
- (2) 「子ども教室」と「児童クラブ」の両事業を実施する小学校区においては、以下の連携パターンを参考にし、「子ども教室」と「児童クラブ」との間で連携事業等を行うものとする。

### 〔連携パターンの例〕

#### (1) 同一敷地内で開設されている小学校区

##### ア 独立運営型

###### ① 全児童参加型

「児童クラブ」の全児童が「子ども教室」が実施する活動に参加し、「子ども教室」終了後は、「児童クラブ」に戻る。

###### ② 希望児童参加型

- ・「児童クラブ」の児童のうち希望者が「子ども教室」の活動に参加し、「子ども教室」終了後は「児童クラブ」に戻る。
- ・「子ども教室」の希望する児童が「児童クラブ」の主催する行事に参加する。

##### イ 一体運営型

児童クラブ専用スペースを設けつつ、「子ども教室」「児童クラブ」が一体で運営し、全児童が自由に活動する。

#### (2) 異なる場所で開設されている小学校区

##### ア 行事参加型

「子ども教室」で開催される行事に、「児童クラブ」の全児童を児童クラブ指導員が引率して参加し、行事終了後は「児童クラブ」に戻る。

##### イ 行事共催型

「子ども教室」「児童クラブ」の共催（もしくは、いずれかが主管）により、両方の子どもが参加する行事（不定期開催）を同一場所で開催する。

平成23年度 芦屋市放課後子どもプラン事業 参加人数

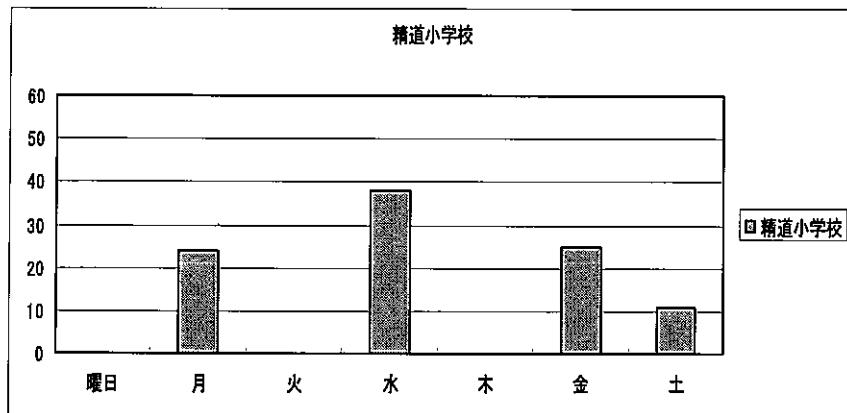
月	精道	宮川	山手	岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風	三条てらこや	人数合計	浜風学びクラブ	図書館子ども部屋	人数総合計
4	131	439	188	28	79	135	153	51		1,204			1,204
平均	16	49	21	6	13	11	13	4		17			17
5	288	797	219	28	157	190	162	84		1,925			1,925
平均	26	50	14	4	14	11	10	6		17			17
6	252	902	580	33	259	253	313	139	34	2,765	71		2,836
平均	21	47	31	3	24	13	15	7	34	22	71		27
7	189	480	258	8	92	83	152	69	14	1,345	71		1,416
平均	24	48	26	1	18	8	14	6	14	18	71		23
8	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6			6
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6			6
9	228	665	199	46	272	124	296	70	0	1,900	142		2,042
平均	23	42	13	5	25	10	20	5	0	16	71		21
10	391	646	485	14	237	279	280	111	5	2,448	31		2,479
平均	36	43	27	2	18	12	16	5	5	18	31		20
11	397	870	607	29	176	112	224	56	—	2,471	102		2,573
平均	33	44	32	3	16	6	12	3	—	19	51		20
12	2	0	0	3	11	55	19	13	7	110	71		181
平均	2	0	0	3	11	28	10	4	7	7	71		17
1	3	20	43	6	18	73	6	14	2	185	71	40	296
平均	2	20	22	6	9	24	3	14	2	11	71	40	19
2	0	0	0	0	0	15	3	4	5	27	142	37	206
平均	0	0	0	0	0	5	3	2	5	2	71	37	21
3	227	557	268	12	124	127	189	53	8	1,565	40	78	1,683
平均	28	46	21	3	12	11	15	4	8	16	40	39	21
合計	2,108	5,376	2,847	207	1,425	1,446	1,797	664	81	15,951	741	155	16,847
平均	21	35	19	3	15	13	12	5	9	14	62	39	21

総人數

平成23年度芦屋市放課後子どももプラン事業における  
曜日ごとの平均利用人数

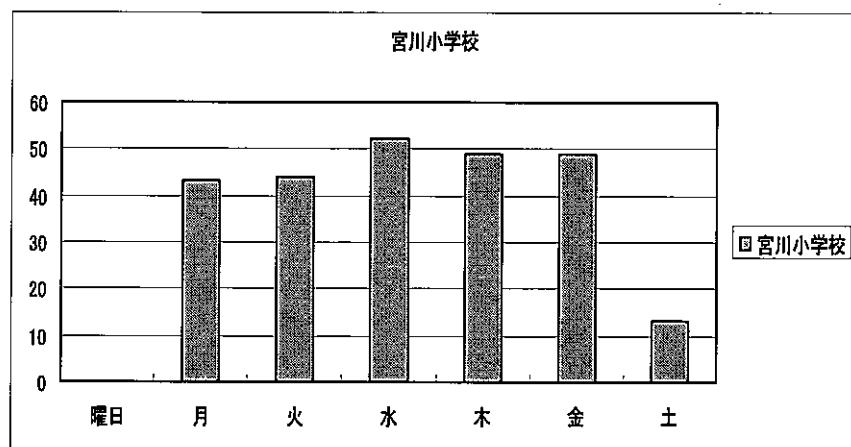
学校別年間利用数（平均）※1以下は切り上げ

①精道小学校（児童数683名）

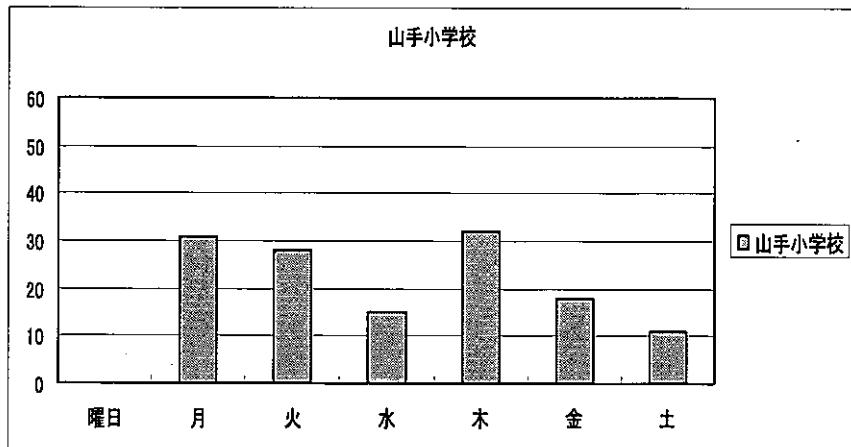


※土曜日は教室型事業「図書館子どもの部屋」を含む。

②宮川小学校（児童数693名）



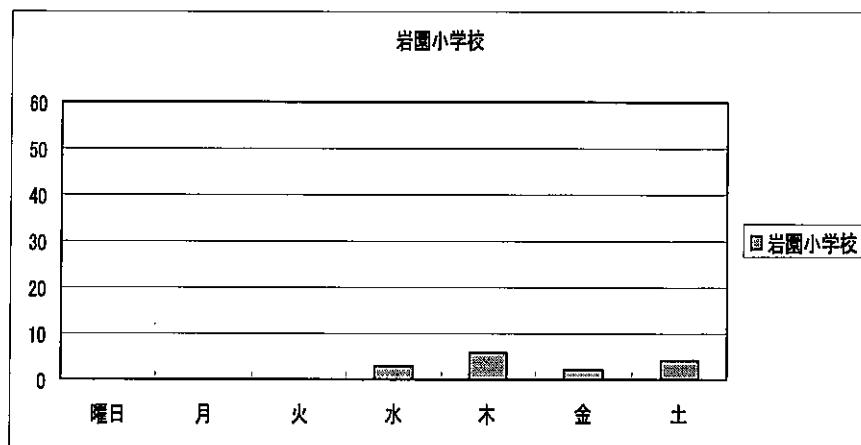
③山手小学校（児童数634名）



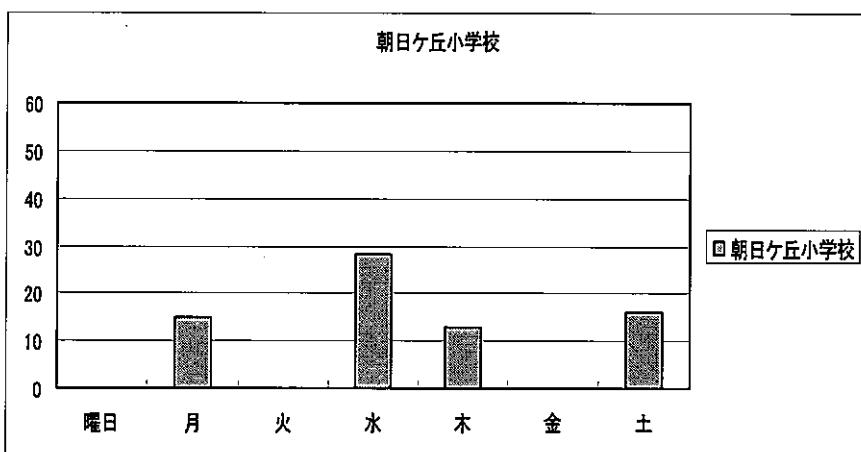
※土曜日は、三条分室での教室型事業「三条てらこや」を含む。

※金曜日は、アスロンが管理人として子どもたちの指導にあたっている。

④岩園小学校（児童数706名）

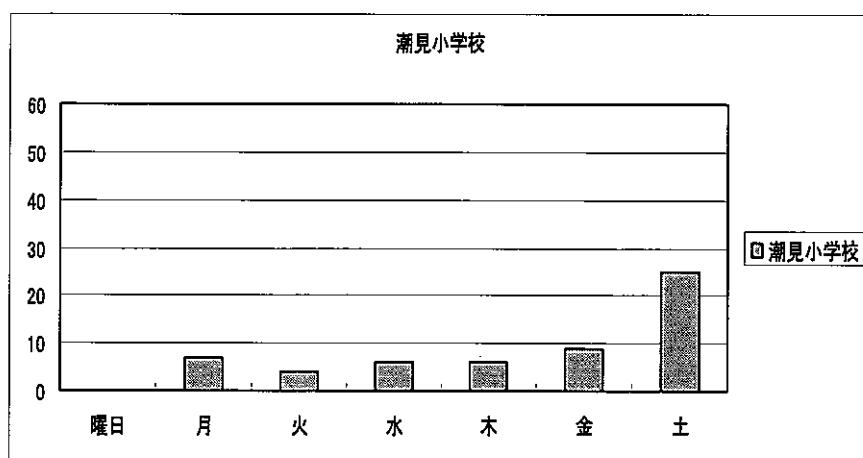


⑤朝日ヶ丘小学校（児童数480名）

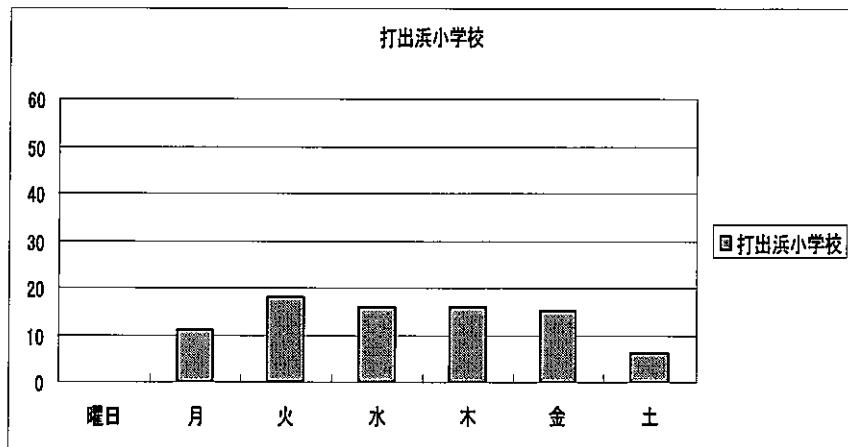


※ 水曜日は、アスロンが管理人として子どもたちの指導にあたっている。そのため利用者が多いと考えられる。

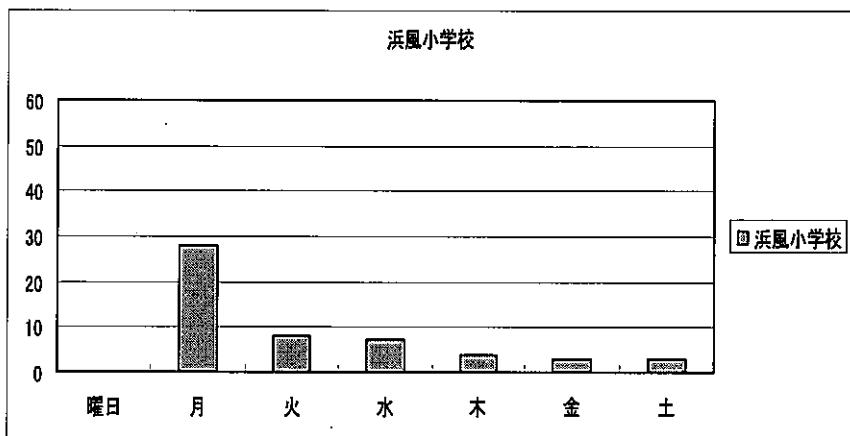
⑥潮見小学校（児童数530名）



## ⑦打出浜小学校（児童数 575名）



⑧浜風小学校（児童数333名）



※月曜日は、教室型事業  
「浜風学びクラブ」を開催。

### 【参考】 平成23年度放課後子どもプラン事業一覧

<平成23年度芦屋市放課後子どもプラン決算>

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネータ 一経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	1,746,700	100,780	43,200	1,602,720
活動運営費	66,054	0	0	66,054
役務費	83,080	0	0	83,080
補助対象経費 (A)	1,895,834	100,780	43,200	1,751,854
補助対象外経費 (B)	96,120	59,400	0	36,720
総事業経費 (A) + (B)	1,991,954	160,180	43,200	1,788,574

※ 補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3(1,000円未満は切り捨て)

補助金申請額	1,263	千円
--------	-------	----

<平成24年度芦屋市放課後子どもプラン予算>

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネータ 一経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	2,275,680	276,240	118,800	1,880,640
活動運営費	146,930	26,400	0	120,530
役務費	4,480	4,480	0	0
補助対象経費 (A)	2,427,090	307,120	118,800	2,001,170
補助対象外経費 (B)	49,200	3,840		45,360
総事業経費 (A) + (B)	2,476,290	310,960	118,800	2,046,530

※ 補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3(1,000円未満は切り捨て)

補助金申請額	1,618	千円
--------	-------	----

# 精道小学校 1学期の校庭開放日

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8 始業式	10 入学式	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
昭和の日 振替休日						

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	憲法記念日	みどりの日	こどもの日
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	土曜参観
27	代休	29	30	31		

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7 運動会準備	運動会	
10 運動会代休	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15 海の日	17	18	19 終業式	21		
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

◎色のついた太字の日が遊べる日です。

◎開放日(太字)でも運動会などの行事がある日は遊べません。

保護者のみなさまへ

芦屋市では、こどもたちが安全・安心に活動できる場をつくり、子どもの健全育成を支援する目的で、放課後と土曜日の午前中に、小学校の校庭を開放しています。

校庭開放中は、地域の方が安全管理人として、こどもたちの様子を見守ってくれています。

こどもたちが安全・安心に遊べるため、また、校庭開放を円滑に行うために、保護者の皆様にご配意いただきたく、以下のとおりお願い申し上げます。

◎校庭開放中の怪我について、芦屋市で傷害保険に入っています。保険の適用に参加者の名簿が必要になるため、こどもたちには名簿に名前を書いて遊ぶよう呼びかけてください。

◎校庭開放中に大きな怪我をした場合は、保護者の方に連絡を取る必要がありますので、こどもに連絡先(保護者の携帯等)を教えておいてください。

◎不審者侵入防止等の目的で、事業中は地域ボランティアの方に管理人としてきていただいていますが、管理人に指導権限や管理責任はありませんので、こどもたちには危ない遊びをさせないよう徹底してください。

校庭開放(放課後こどもプラン事業)を円滑におこなうため、ご協力よろしくお願いします。

こうていかいほう ほうかご じぎょう し  
～校庭開放(放課後こどもランニング)のお知らせ～

しょうがっこう こうてい あそ  
**小学校の校庭で遊べます！！**

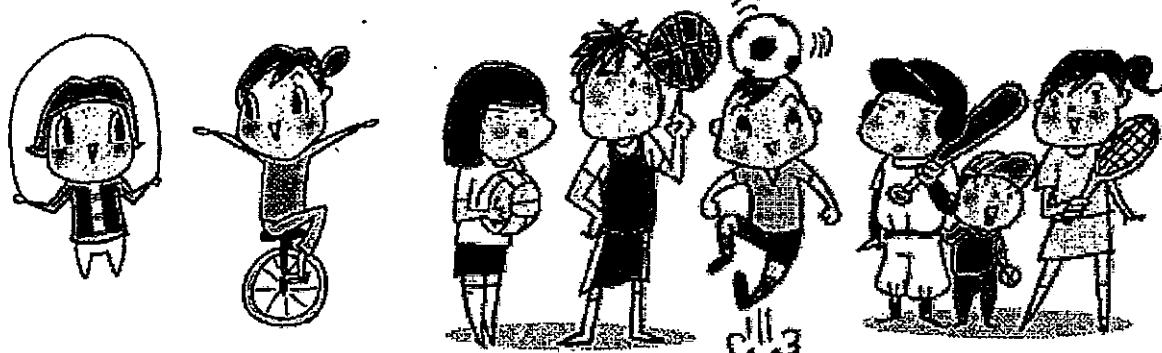
かいほう び めん み  
**開放日：うら面のカレンダーを見てください**

じ かん ごごじ ごごじ  
**時 間：午後4時から午後6時まで**

どようび ごぜん じ しょうご  
**(土曜日は午前9時から正午まで)**

こうてい あそ き とき やくそく  
**★校庭に遊びに来た時のお約束★**

- ・校庭開放管理人さんにあいさつしてから遊びましょう
- ・校庭にきたら名簿に名前を書いてから遊びましょう
- ・終わりの時間が来たらおうちに帰りましょう
- ・雨の日は校庭開放は中止です



問い合わせ  
芦屋市教育委員会  
生涯学習課  
TEL：0797-38-2091

平成24年度 校庭開放一旦下校解消に向じての取組み経過及びスケジュール

平成24年5月作成

4月		岩園小学校 安全管理人の募集 ・市民活動センターで安全管理人募集の協力依頼 ・4月23日 岩園PTA総会で安全管理人募集のPR } 安全管理人2名決定 ・大塚委員に協力依頼 など
	20日	精道小学校訪問…一旦下校解消にかかる課題について話し合う。 <結果:自主校長会で、一旦下校解消の話を出し、各校長の意見を聞くことになった>
5月	17日	自主校長会の中で、代表校長より一旦下校解消にかかる課題等について話を来ていただく <結果:各小学校校長・学校教育課・生涯学習課の3者が一同に集まり、課題解決に向けて協議する場を持つ必要があるという意見ができる。現在、6月下旬に開催できるよう日程調整中>
	25日	各小学校(岩園除く)で校庭開放事業にかかるアンケートを依頼(浜風小は、6月4日に依頼予定) <アンケート締め切りは6月6日(浜風小は6月13日)、その後アンケート集計を行う>
	29日	平成24年度 第1回芦屋市放課後子どもプラン運営委員会 開催
6月	6日以降	アンケートの集計開始
	下旬ごろ (予定)	各小学校校長・学校教育課・生涯学習課の3者が集まり、課題解決に向けて話し合いの場を持つ
7月 8月		話し合いでた意見をもとに、課題解決の対策を具体的に示す。 (課題の内容によっては、各小学校と個別に協議しながら進める)  同時に安全管理人の確保に努める。
		課題が整理でき、安全管理人さんの確保ができた学校から順次、一旦下校しないで校庭開放を開始する。
9月 3月	精道 岩園 朝日ヶ丘 山手 打出浜 潮見 浜風 宮川	目標:2学期には開始
		目標:3学期には開始
	* 平成25年度には全小学校で実施できるようにする。	

平成24年5月24日

芦屋市立小学校保護者の皆様へ

芦屋市教育委員会  
生涯学習課長

### 校庭開放（放課後こどもプラン事業）に関するアンケート

芦屋市では、子どもたちが安全・安心に活動できる場をつくり、子どもの健全育成を支援する目的で、放課後と土曜日の午前中に、小学校の校庭を開放しています。開放中は子どもの安全確保のため、安全管理人を配置しています。

子どもたちがより安全・安心に遊べるため、また、子どもが利用しやすい事業にするために、保護者のご意見を伺いたく、下記のとおりアンケートを実施させていただきます。  
○ 本アンケートの趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

※当てはまるところに○又は記入をしてください。

問1 現在、通っている小学校について教えてください。 ( ) 小学校

問2 現在、お子様は何年生ですか。 ( ) 年生

問3 お子様は、放課後に校庭開放を利用したことがありますか。

- 1. 毎回利用している
- 2. 週に1回程度（問5へ）
- 3. 月に1～3回程度（問5へ）
- 4. あまり利用していない（問4へ）
- 5. 全く利用しない（問4へ）

問4 放課後、校庭開放を利用しない理由として考えられることについて教えてください。  
○ ※複数回答可

- 1. 塾や習い事などに行っている（問7へ）
- 2. 公園などで遊んでいる（問5へ）
- 3. 下校した後また学校に行かせようとは思わない（問5へ）
- 4. 校庭開放に参加させるつもりがない（問7へ）

問5 校庭開放について、現在、一旦下校してから校庭開放に参加することが原則になっていますが、一旦下校せずそのまま学校に残って参加できるようにすることを、保護者として望みますか。

- 1. 望む
- 2. 望まない

裏面につづく→

問6 一旦下校せずに参加できるようになれば、校庭開放に参加しますか。

1. 参加する      2. 参加しない

問7 校庭開放以外に放課後の時間を利用してどのような活動があると良いですか。  
※複数回答可

1. 異世代交流（昔遊びなど）    2. スポーツ指導    3. 本の読み聞かせ  
4. 教室等で宿題などをする    5. その他（      ）

問8 当事業を実施するに当たってお気付きの点がありましたらご記入くださいよう  
お願いします。

---

---

---

ご協力ありがとうございました

☆記入が終わりましたら、6月6日（水）までに担任の先生にご提出ください。  
☆アンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

連絡先：芦屋市教育委員会 生涯学習課  
電話：0797-38-2091・FAX：0797-38-2072

# すてっぷ あっぷ すぐーる

算数・理科・音楽・・・わからないことが多いくて、心配。

わかっているつもり・・・でもちょっと不安。

わかってるから・・・もうすこ~しむつかしいことも知りたい。

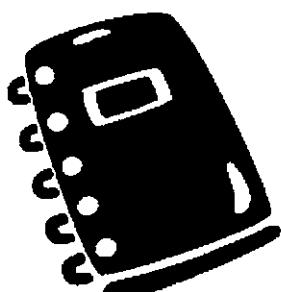
お勉強に色々な悩みや希望を持っている人は多いはず。

そんなみんなのために、気軽に立ち寄れる勉強部屋

【すてっぷ あっぷ すぐーる】9月8日スタートです！！

毎月第2・第4土曜日  
午前10時～12時

山手コミスク室  
申込不要・出入り自由  
無料



## 算数・理科

得意科目を増やそう！

現役京大生がみんなの勉強をみてくれる！

学校以外の勉強や、宿題も持ってきてOK。

気軽に質問してみよう！

講師：現役京大生



## 音楽

音符と友達になろう！

リコーダーやピアニカもすてっぷあっぷ！

楽譜もスラスラよめるようになろう！

講師：隈本跋子（山手コミスク副委員長）

声楽家

## 9月の予定

8日…音楽 22日…算数・理科



お問い合わせ：隈本 080-5322-7854

主催：芦屋市社会教育部生涯学習課



# 精道小 すまいるクラブ(案)

H24. 5月 Smileねっと

子どもたちのやさしさ・社会性そして夢を育む 保護者や地域の方と一緒に

## 1. ねらい

私たちの地域は、核家族化・少子化が進み、それぞれに習いことなどの予定を持つ子どもが多く、先生や家族以外の大人や学校以外での子ども達同志の交流の機会が少なくなっています。そのため、子どものあらゆる経験の不足・社会性を身につける機会の不足が課題となっています。家庭においては、他の子どもにふれる機会を持つことが子育ての参考となります。また、地域においても、活躍する場・地域に住む人同志の交流の場の提供が重要となっています。そのため、今來年度2学期より試行的に「放課後の子どもプラン」として「精道小 すまいるクラブ」を立ち上げる準備を進めています。保護者や地域の大人と関わる中で、様々な経験を共有することにより、子ども達のやさしさや社会性、そして夢を育むことをめざしています。

## 2. 活動の内容

### 対象者

新1年生・保護者・地域の方

### 場 所

精道小学校ランチルーム

### 活動日・時間

原則月1回、金曜日  
15:00~15:45

### 活 動 例

- 手や指先を使つ音遊びを楽しむ
- みんなで卓球・クーベル・スポーツなど一緒にする
- 出前講座やゲストティーチャーの話を聞く
- 楽器や歌を楽しむ
- ハンドクラフトなどのつくり活動に取り組む
- 読み聞かせや英語活動を楽しむ

### 子ども

- 様々な経験を学ぶ
- 大人との交流を経験
- コミュニケーション力

### 保護者・地域の大人

- 子どとのふれ合いの場
- 地域の中での交流の場
- 活躍する場

### 活動効果

### Smileねっと ボランティア活動

### 地域社会

近隣住民の方との交流活動  
自治会・住民コ・ソシタス人クラブ  
民生児童委員など

### 家 庭

おとなの世界会議  
地域の年保会  
PTA

### 学 校

他の児童会  
学年会  
精道小学校PTA

### 行 政

市役所  
区役所  
市長室  
市議会  
市議会議員

### 3. 活動に際して

- ・企画・運営は、学校・芦屋市教育委員会生涯学習課と連絡相談のもと、「Smileねっと」が行います。
- ・対象は、1年生。参加に際しては登録制とします。(参加希望を募ります)
- ・子ども達は、保護者の了解のもと、いったん帰らず、そのまま「すまいるクラブ」に参加できる方向で考えています。
- ・下校の仕方(参加する子ども)につきましては、安全確保の観点から今後検討が必要です。
- ・放課後の子どもの居場所づくりとしての活動ですので、学校教育外の活動となります。
- ・保険は、芦屋市教育委員会生涯学習課にて一括して申し込む予定です。

### 4. 実施までの流れ

- ・5月29日放課後子どもプラン運営委員会にて承認を受ける。
- ・6月18日の職員会議にて、詳細について提案、承認を受ける。
- ・6月中に年間スケジュール決定。
- ・7月初旬に参加申込書を配布。同時にボランティアサポーター募集。
- ・7月中に登録者名簿作成。
- ・9月に活動開始。
- ・2月に今年度活動の検証、次年度に向けて(継続の可能性も含む)検討。

### 5. 日程案(変更の可能性あり)

回	日にち	時間	内容	講師
1	9月28日(金)	15:00~15:45		
2	10月26日(金)	15:00~15:45		
3	11月30日(金)	15:00~15:45		
4	1月18日(金)	15:00~15:45		
5	2月22日(金)	15:00~15:45		
6	3月15日(金)	15:00~15:45		

\*昔遊び(石けり・ゴムとび・折り紙)・英語・宇宙の話・お正月遊び(凧揚げ・カルタ遊び・羽根つき)

## 校庭開放事業の一時下校解消に向けての課題と対策(各学校長からのアンケートの集計及びその対策)

平成24年5月 作成

課題項目	各学校からの課題提示	対策	取組み内容	その他
低学年の終わりの会終了から15:30までの対応  低学年の終わりの会終了から15:30までの時間帯に、安全管理人の配置が必要かどうかの判断は、アンケート結果の利用需要を調査し、精査したいと思っています。	①授業が終わってから、放課後子どもプランの始まる時間までの児童の待ち時間の過ごし方(潮見)  ②待ち時間中に使用する部屋の開閉やセキュリティーのこと(潮見)	①待機部屋の確保  ②待機部屋の閉鎖やセキュリティー  ③安全管理人の確保	・各小学校ごとに協議。 (待機部屋として、教室や図書室などを提供してもらえるかなど)  ・安全管理人が対応  ①現在の安全管理人に呼びかけ  ②保護者(PTA)に呼びかけ  ③コミスク関係者に呼びかけ	
		上記①～③についての対策は、低学年の終わりの会終了時間から安全管理人を配置した場合のものです。 左記にもありますとおり、低学年の終わりの会終了から15:30までの時間帯に、安全管理人の配置が必要かどうかの判断は、アンケート結果の利用需要を調査し、精査したいと思っています。		
参加児童の把握	①放課後プランに参加しているのか、していないのか把握しづらい。(宮川)  ②保護者と本人がきっちりと放課後プランに参加することを共有しているか。(精道)  ③児童が一旦下校したのか、していないのか把握しづらい。(宮川)  ④子どもの勝手な判断での居残りを防げるか。(精道)  ⑤公衆電話が設置されていないので、突然残って遊びたくなった児童が家庭へ連絡する手段がない。(朝日ヶ丘)	①参加者名簿の記入を徹底させる。  ②帰宅する場合は、参加者名簿に帰宅時間を記入させる。	①子ども達が参加者名簿に氏名や帰宅時間等を必ず記入するよう、安全管理人に依頼する。  ②学校の先生からも参加者名簿に記入することの重要性について子ども達に伝えていただくよう依頼する。  ③家庭でも参加者名簿に記入することの意味を子ども達に伝えるように保護者に周知する。(チラシ配布など)	* 機会があるごとに校庭開放事業の運用方針や内容について周知していく、保護者及び児童に認識してもらえるよう取り組む。
帰宅しないことへの保護者からの問い合わせ	①保護者からの問い合わせがあったときにきちんと答えられない。 生徒児童上の問題が生じる(けじめがつけにくい)(宮川)  ②「子どもが帰ってこない」等の学校への問い合わせが増える(打出浜)	・参加者名簿で対応する。	①校庭開放事業に参加しているか等の問い合わせ先は、生涯学習課であることを保護者に周知し、参加者名簿での対応にあたる。  ②学校にかかってきてしまった分については、学校と安全管理人と連携を取りながら、その対応をお願いしたい。	* 平成21年度に朝日ヶ丘小において一時下校せずにアスロイによる校庭開放事業を開始した際に、保護者からの問い合わせに対応するために、携帯電話を準備していましたが、問い合わせはありませんでした。
下校時の安全対策	・放課後プランに参加した児童の下校時の安全確保(全小学校)	・好きな時間に帰ることが出来るので、下校時の見守りは難しい面が残る。	①低学年については、必要に応じ保護者が迎えに行く等で対応していただぐ。  ②終了時間いっぱいまで残っていた児童については、なるべくたくさんの人数で同方向で下校するように安全管理人から促す。  ③地域の見守り団体や自治会、地域にあるお店や事業所に、校庭開放事業の運用について周知を行い、見守りを促す	* 機会があるごとに校庭開放事業の運用方針や内容について周知していく、保護者及び児童に認識してもらえるよう取り組む。
学校の負担が増えることへの懸念	・学校現場に多忙感がある。これ以上の職員の負担を避けたいが、その手立てはあるのか。(岩園)  ・学年で集団下校を実施している。一旦下校する児童と下校せずに遊ぶ児童の判別が、担任にとって煩雑になる。(朝日ヶ丘)	・校庭開放事業についての問い合わせ先は生涯学習課であることを保護者に十分に周知する。  ・集団下校する児童と校庭開放に参加する児童の判別が生じる部分はどうしても残る。	・チラシに大きく記載するなど、校庭開放事業の問い合わせは生涯学習課であることを保護者に十分に周知させる。	
けがをしたときの対応	①けがをした時の児童への手当ての主体はどちらか。 学校は、17時までの勤務であるが、18時までのプランであれば、学校の職員が誰もいなくなる場合も想定される。(岩園)  ②病院に行くけがをした時、体調は万全か。保護者とのトラブルは、回避できるのか。(精道)  ③けがをした場合の対応を誰が行うのか。(朝日ヶ丘)  ④実施している中での緊急連絡体制(浜風)	①手当ての主体は、校庭開放事業実施側です。 (原則は、安全管理人で対応)  ①小さなかが(すりむいた、鼻血など)  ②大きなかが(骨折など)	①安全管理人が救急用具で対応(校庭開放事業用に配布)  ②学校が開いているときは、学校の先生にも協力依頼する場合もあります。  ①緊急を要するため、安全管理人はまず学校にお知らせすると思いますので、必要に応じ救急車の手配等の協力をお願いします。その後、速やかに安全管理人さんから、生涯学習課に連絡を入れるようにし、けがをした児童の保護者への傷害保険の連絡は、生涯学習課から行う。  ②学校に先生がいない場合は、安全管理人が対応し、生涯学習課緊急連絡先に連絡を入れるようにしています。	
傷害保険	①下校の時に事故があった場合、保険はどうなるのか。(精道)  ②保険の適用をどうするのか。(朝日ヶ丘、潮見、浜風、宮川)	・傷害保険を適用(生涯学習課で毎年加入しています) * 内容 * 死亡100万円 入院1,500円／日 通院1,000円／日	* 校庭開放事業に参加している児童(参加者名簿に氏名を記入している児童)が傷害保険の適用者となります。  ・生涯学習課より該当児童の保護者に対し、傷害保険手続きについて連絡し対応する。	* 参考 * 保険適用件数 平成23年度は5件 平成22年度は3件